

# 千曲市太陽光発電システム及び

## 蓄電システム設置補助金のご案内

千曲市では、自家消費型再生可能エネルギーの活用促進を図るため、住宅用太陽光発電システムと蓄電システムの設置者に対し、補助金を交付します。  
(設置工事着工前に事前申請が必要です。)

### ◇ 補助対象機器 (次の要件を満たすもの)

#### 発電システム

- ①太陽電池モジュール及び電力変換装置から構成されるシステムで、一つのパッケージとして扱われている新たに購入する未使用の機器
- ②太陽電池の最大出力 [システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 (キロワット表示とし、小数点以下第2位未満の端数については四捨五入)] 又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の値が 10 キロワット未満のもの

#### 蓄電システム

- ①蓄電池部及び電力変換装置から構成されるシステムで、一つのパッケージとして扱われている発電システムに連結する新たに購入する未使用の機器

### ◇ 補助対象者

自ら居住する既存住宅 (店舗、事業所等と兼用するものを含む。) に発電システム及び蓄電システムを同時に設置、又は蓄電システムのみを設置しようとする者で、市税等を滞納していない方

### ◇ 補助内容

補助対象機器	補助対象経費	補助金額
発電システム及び蓄電システムの同時設置	対象機器の購入及び設置工事に関する費用	対象経費の 1/10 限度額 150,000 円
蓄電システム設置		対象経費の 1/10 限度額 100,000 円

※補助金の交付は、1軒の既存住宅につき1回限りとします。

※千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

### ◇ 申請方法

交付申請書及び必要な添付書類を、**設置工事着工前**に市役所環境課へ提出してください。必要書類等の様式は、市役所環境課窓口で配布又は千曲市ホームページに掲載しています。

## ◇ 実績報告

実績報告書及び必要な添付書類を、設置・支払いが完了した日から30日以内、又は年度末（3月31日）のいずれか早い日までに、市役所環境課へ提出してください。

### ◆ 補助金を受けるための手続きの流れ ◆

#### ☆注意事項☆

- ①必ず設置工事着工前に申請を行い、交付決定通知書が送付されてから、設置工事を行ってください。
- ②申請をした年度内に設置・支払いを完了した時点で、実績報告書を提出してください。年度をまたいで補助金交付は出来ませんので注意してください。

(太枠黒塗りが補助を受ける方の手続きです)

